

阪南市入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市（以下「市」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 市発注工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であつ

た者を含む。)をいう。この場合において、入札参加資格者との雇用契約の有無は問わない。

(6) 入札参加停止 別表に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 市長は、入札参加資格者、役員等又は使用人が別表に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該別表に定めるところにより期間を定め、阪南市建設工事請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

2 前項の場合において、入札参加停止の期間は、当該停止の事由となった事実があった日又は当該事実を市長において認定した日から起算するものとする。

3 市長が役員等又は使用人を別表に掲げる措置要件に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、市長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ別表に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては短期）の2分の1の期間を超えないものとする。

4 市以外の公共機関が役員等又は使用人を別表に掲げる措置要件に該当する行為があるものとして捜査機関に告発（公正取引委員会が行う私的

独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反の告発を除く。）をしたときは、市長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て当該入札参加資格者について入札参加停止を行うことができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ別表に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては短期）の 2 分の 1 の期間を超えないものとする。

（下請負人等及び共同企業体に関する入札参加停止）

第 4 条 市長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は市が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、委員会の議を経て当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条の規定により入札参加資格者である共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、委員会の議を経て当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条又は第 1 項の規定による入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（入札参加の停止等）

第 5 条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前 2 条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないもの

とし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合においては、市長は、当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が別表に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

2 入札参加停止業者が新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。

3 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

(1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第12条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別

表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき別表に定める期間の1.25倍（期間に短期及び長期のあるものについては、短期の2倍）の期間

(2) 別表の7から9の2までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表の7から9の2までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき別表の7から9の2までに定める期間の1.5倍（その期間は3年を超えないものとする。）の期間

4 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て入札参加停止の期間を当該短期の2分の1（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1）まで短縮することができる。

5 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て入札参加停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては当該期間の2倍）まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

6 市長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会の議を経て別表及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

7 第3条第3項又は第4項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。

る。

8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加又は変更するときは、その期間の合計は別表に定める期間を超えないものとする

9 市長は、別表の 8 に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定による課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき（課徴金納付命令の対象とならなかったが、課徴金減免申請を行っていた事実が確認できた時を含む。）は、別表の 8 に定める期間の 2 分の 1 の期間に短縮することができる。この場合において、1 月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が入札参加停止期間の 2 分の 1 を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

10 市長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表の 8 に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を 2 分の 1 の期間に短縮することができる。この場合において、1 月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に 1 月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の 2 分の 1 を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（入札参加停止の解除）

第 7 条 市長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないこと

が明らかになったと認めるときは、委員会の議を経て当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第 8 条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 4 条の規定により入札参加停止を行い、第 6 条第 6 項から第 10 項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第 7 条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、市長において通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（随意契約の相手方の制限）

第 10 条 市長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他市長が特にやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（下請け等の禁止）

第 11 条 市長は、市の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、入札参加停止前に下請負人となっている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事に係る市の契約に関して、下請負し、又は再委託を受ける場合は、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第 12 条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第 13 条 市長は、役員等又は使用人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、委員会の議を経て、その事実確認の日まで当該入札参加資格者に対する指名を回避することができる。

2 前項の規定により指名を回避した入札参加資格者に対し入札参加停止を行う場合においては、その入札参加停止の期間は、指名の回避を決定した日から起算するものとする。

(事案の確認)

第 14 条 別表に掲げる措置要件に該当する事案の確認は、原則として公共的機関の情報又は主要報道機関によるもののほか、必要に応じ事情聴取又は現場視察を行うものとする。

(入札参加停止情報の公表)

第 15 条 市長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 6 月 16 日訓令第 16 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日公告第 8 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 24 日決裁）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 30 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 6 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 11 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市発注工事等の契約に関して、次の(1)から(3)に掲げる書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合 (1) 入札参加資格審査申請書及び添付書類 (2) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他提出書類 (入札等) 2 入札参加資格者、役員等又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 (2) 入札心得に違反し、市発注工事等の契約相手方として不適当であると認められるとき。 (3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかったときを含む。）。 (契約不履行等) 3 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に	当該認定をした日から 6 月 6 月 6 月 当該認定をした日から 1 年 1 月～1 年 6 月 当該認定をし

当たり、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合	た日から
(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされたとき。	
ア 遅滞日数が30日以内のとき。	1月
イ 遅滞日数が30日を超えるとき。	2月
(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき、又は契約の不履行により、保証人に履行請求がなされたとき。	1年
(3) 建設工事等の履行成績が不良と指摘されたとき。	2月
(4) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1～6月
(5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (他の業者の妨害)	2月
4 役員等又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合 (監督、検査及び点検等の妨害)	当該認定をした日から 1年
5 役員等又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督又は検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提	当該認定をした日から 1年

出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げた場合 (安全管理措置)	
6 入札参加資格者が市発注工事等の契約に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)に該当することとなった場合 (1) 公衆に次の被害又は損害を与えたとき。 ア 負傷者の発生又は建物等の損傷 イ 死亡者の発生 (2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えたとき。 ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生	当該認定をした日から 3 月 6 月 1 月 2 月
6 の 2 入札参加資格者が大阪府内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えた場合 (談合等)	当該認定をした日から 1 月～3 月
7 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)に該当する入札に関し、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)、談合(同条第2項)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の容疑により逮捕され、又は起訴された場合等。 (1) 大阪府内の公共機関(市を含む。)発注のも	当該認定をした日から

の	
ア 役員等	3 年
イ 使用人	2 年
(2) 大阪府外の公共機関発注のもの	
ア 役員等	1 年
イ 使用人	6 月
(独占禁止法違反行為)	
8 入札参加資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会から告発を受けたとき又は逮捕されたとき。	
ア 大阪府内の公共機関（市を含む。）発注の工事等	3 年
イ 大阪府外の公共機関発注の工事等	1 年
ウ 公共機関以外発注の工事等	1 年
(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	
ア 大阪府内の公共機関（市を含む。）発注の工事等	1 年 6 月
イ 大阪府外の公共機関発注の工事等	6 月
ウ 公共機関以外発注の工事等	6 月
(贈賄行為)	
9 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)に該当する者に対して行った贈賄(刑法第 198 条)の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	当該認定をした日から

(1) 大阪府内の公共機関（市を含む。）の職員 ア 役員等 イ 使用人 (2) 大阪府外の公共機関の職員 ア 役員等 イ 使用人 （あっせん利得処罰法違反行為）	3 年 2 年 1 年 6 月
9 の 2 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する入札に関し、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴された場合 (1) 市発注のもの (2) 市以外の公共機関発注のもの ア 大阪府内の公共機関 イ 大阪府外の公共機関 （暴力行為等）	当該認定をした日から 1 年 6 月 3 月
10 役員等又は使用人が、その業務に関し市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行った場合 （建設業法違反）	当該認定をした日から 1 年
11 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の(1)から(4)のいずれかに該当した場合 (1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 市発注工事等に関するもの イ 市発注工事等以外の建設業法違反	当該認定をした日から 1 年

(ア) 市内における建設業法違反	6 月
(イ) 市外における建設業法違反	3 月
(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けたとき。	
ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分	3 月
イ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分	6 月
(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けたとき ((2) の場合を除く。) 又は適正化法第 15 条に違反し、アの処分を受けたとき。	
ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分	
(ア) 市発注工事等に関するもの	4 月
(イ) 市内における建設業法違反(市発注工事等に関するものを除く。)に関するもの	2 月
(ウ) 市外における建設業法違反に関するもの	1 月
イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分	
(ア) 市発注工事等に関するもの	6 月
(イ) 市内における建設業法違反(市発注工事等に関するものを除く。)に関するもの	3 月
(ウ) 市外における建設業法違反に関するもの	2 月
(4) 建設業法第 29 条に基づき、次のア又はイの	

許可取消処分を受け、契約の相手方として不適当と認められるとき。	
ア 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分	6月
イ アの処分以外の取消処分 (法令等違反)	3月
12 1から11までに掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の(1)から(4)まで(使用人は(3)を除く。)のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から
(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。	1月～3月
(2) 業務に関し、各種法令に違反し、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。	1月～1年
(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められたとき。	1月～3月
(4) 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16号)第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。 (経営不振)	3月
12の2 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事	当該認定をした日から3年

等の契約の相手方として不適當であると認められる場合 (その他)	以内で経営が改善されたと認められるまで
13 1から12の2までに掲げる場合のほか、入札参加資格者としてふさわしくない行為があったと認められる場合	当該認定をした日から3年以内で委員会の議により決定する期間